

# 第5章 サービスの円滑な提供のための取組

## 1. 相談支援ネットワークの推進

地域における相談支援ネットワークの核として、町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めるとともに、既存の「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」において、障害福祉サービス提供事業所をはじめ、教育、労働、保健、医療、ボランティア団体、権利擁護機関など、多様な社会資源のネットワーク化を図り、それぞれの専門的な立場から障がいのある人の生活全般を支援できる体制づくりを図ります。

また、障がいのある人の視点に立った相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、新たな社会資源の開発や障害者施策への反映等の取組を推進します。

## 2. ケアマネジメントの仕組みづくり

### （1）相談支援体制の充実

---

障がいのある人やその家族の様々な相談に一元的に対応し、ニーズに対する迅速な対応を図るため、相談窓口の充実を図ります。

また、解決しにくい複合的なニーズが発生した場合にも対応できるよう相談支援・ケア体制の充実に取り組みます。

### （2）ケアマネジメント従事者の確保・育成

---

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、ケアマネジメントに従事する人材の確保・育成を図ります。

### （3）関係機関・団体が連携したケア機能の強化

---

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談ができるよう、地域の関係機関・団体が連携した相談支援およびケア機能の強化を図ります。

### 3. サービスの質向上に向けた取組

#### (1) サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者の資質の向上

---

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（サービス管理責任者）に対し、滋賀県が実施する養成研修を受講されるよう促します。

児童福祉法に基づく、障害児通所サービス等（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を実施するサービス提供事業者は「児童発達支援管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（児童発達支援管理責任者）に対し、滋賀県が実施する養成研修を受講されるよう促します。

#### (2) 障害支援区分に関する認定審査の質の確保

---

障害支援区分認定の適正実施のため、認定調査の際に対象者の普段の状態を把握している家族等から聞き取りを十分行い、認定審査会で正確な情報提供に努めます。

#### (3) 適切なサービス利用計画の作成

---

障がいのある人の活動や社会参加を促進し、自らの能力を発揮できるよう、サービス等利用計画の充実に向けて、関係機関のネットワークの強化等を図り、障がいのある人を中心とした実施体制となるよう努めます。

#### (4) 障害福祉サービスに対する評価の実施への働きかけ

---

障害福祉サービスおよび障害児通所サービス提供事業者にサービス自己評価の実施を働きかけることにより、自ら提供するサービスの質を高め、障がいのある人に良質かつ適正なサービスを提供し、また利用者が適切にサービスを選択できるよう取り組みます。

## 4. 利用者の権利擁護

### (1) 福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知

---

福祉サービスの利用に際して、障がいのある人が不利益な扱いを受けた場合の苦情相談の仕組みを整備し、安心してサービスが利用できるよう努めます。

### (2) 福祉サービスの利用支援の推進

---

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を図り、判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人等が、財産管理や在宅サービスの利用等で自分に不利な契約を結ぶことがないよう支援します。

### (3) 障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取組

---

障害者虐待防止法を踏まえ、障害や障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、障がいのある人への暴力や虐待行為を予防するため、引き続き人権尊重の視点に立って啓発を推進するとともに、地域の関係者のネットワークを通じて、障がいのある人への虐待の早期発見・早期対策のための知識の普及・啓発、地域での相談支援等に努めます。

## 5. 障害福祉分野の人材の確保・育成

障害福祉分野における人材確保や人材育成の課題はますます大きくなっています。そのため、必要な研修や福祉教育等の事業を通じて、専門性が保たれるよう人材育成に努めるとともに、人材確保に関しては、国や県、障害福祉サービス提供事業所等とも連携して取り組むこととします。